



6月給食たより



令和2年6月11日発行
練馬区立関町小学校
栄養士 多久和 絵梨果

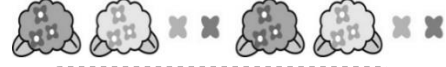
分散登校が始まり、来週からはいよいよ給食も再開します。給食室では、衛生管理を徹底し、安全な給食を提供してまいります。6月の献立は、安全を第一に考え、できるだけ少人数の給食当番で配膳ができる献立にしました。品数は少ないですが、その分具たくさんにして対応していますので、ご理解いただければ幸いです。

※当面は、感染予防のため、おかわりができません。

※「いただきます」の前（マスクをとる前）に食缶にたくさん残っているものがある場合は、教員が調整いたします。



関町小の給食



☆給食室について

昨年度に引き続き、『東京ケータリング株式会社』の方々と栄養士で約700食の給食を作ります。

給食室一同、力を合わせて頑張りますので、ご理解とご協力よろしくお願いします。



☆白衣・マスクについて

感染予防のため、全員マスクの着用となります。（食事中はマスク入れにしまします。）また、給食当番は、週末に白衣・ぼうし（クラスに2人は配膳カバー）を持ち帰ります。洗濯・アイロンをかけ持たせてください。

☆給食食材について

お米は練馬区と米穀小売商業組合練馬支部とが学校給食用米として契約したものを使用しています。今年度は「令和元年度産青森県産まっしぐら」です。

牛乳は、練馬区で決められた業者の「協同乳業」です。

☆献立表について

月1回配布する献立表には、給食の内容や使用する食材などを掲載しています。献立表にて、子供たちが毎日どのようなものを食べているかご確認ください。

☆給食での衛生管理について

給食調理では、加熱した食品の温度を記録したり、調理前と調理済みの食品でエプロンや手袋を使い分けるなど、厳しく決められた衛生管理基準の下で調理を行っています。もちろん手洗いも徹底しています。

☆牛乳パックについて

6月29日より、牛乳パックのリサイクル活動が開始となります。自分が飲んだ牛乳パックを開き、クラスごとにまとめて水道ですすぎ、乾かします。乾かした牛乳パックは業者が回収し、リサイクルされます。

☆ご家庭へのお願い

- * 食事のマナーを話してください
 - ・ 食事の前の手洗い（石けんを使ってしっかりこすり洗い!）
 - ・ あいさつ「いただきます」「ごちそうさま」は感謝の気持ちをこめる
 - ・ 良い姿勢
 - 姿勢を正す、口に入れたまま話さない、立ち歩かない、時間を守るなど
 - ・ 箸を正しく持つ
 - ・ お手伝い、準備、後片付けなど



*家庭でも、いろいろな食べものにチャレンジ

毎日の給食では、旬の野菜・魚・果物などさまざまな食材を取り入れた献立が出ます。好き嫌いせずしっかり食べられるように、ご家庭でも取り組んでいただけるとありがたいです。

学校給食の7つの目標

<p>①適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。</p> 	<p>②日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。</p> 	<p>③学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。</p> 	<p>④食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。</p> 
<p>⑤食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。</p> 	<p>⑥我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。</p> 	<p>⑦食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。</p> 	

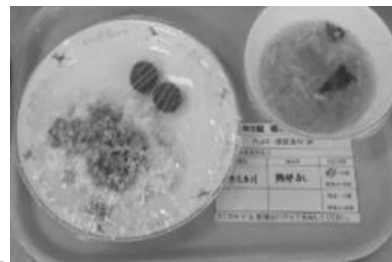
●食物アレルギー対応について●

食物アレルギーがある児童には、除去食を提供しています。アレルギー対応食の実施には、毎年医師の診断書が必要です。新規で対応を希望される方は、栄養士までご相談ください。本校では以下のような対応を行っています。

◎ アレルギーのある児童の対応食がある日は、給食室で1食分すべての給食を盛り付け、色を変えた専用トレイで、調理員が対応児童に手渡しします。

◎ 専用トレイには、クラス・名前・献立名・対応等を記載したカードも置き、視覚的にもわかりやすいものにしています。

ご家庭でも献立表をご覧ください、学校で初めて口にする食材がないよう配慮いただければと思います。



～給食費のお知らせ～

練馬区の給食費は、低学年247円、中学年261円、高学年280円と決められています。この給食費は、その全てが給食をつくるために必要な食材料費となります。

徴収方法：毎月4日、ゆうちょ銀行の指定口座より自動的に引き落とします。
詳しくは、5月12日に配布した「令和2年度 学校徴収金（教材費・給食費等）のお知らせ」をご確認ください。

停止・返金：長期の欠食（病気、けが等）で給食停止回数が3回以上になる場合、御家庭からの給食停止の申し出の翌日から3日目以降（土日・祝日を除く）より返金することができます。（私的理由による欠食は、上記の返金対象にはなりません。）
給食停止の申し出は連絡帳等で、担任へご連絡ください。